

原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引き上げ、物価対策給付金をすべての国民に支給することを要望する意見書の提出を求める陳情

【陳情項目】

- 1、生活保護基準引き下げ取り消しを求めた裁判で、相次ぐ原告勝訴の判決に従い、直ちに生活保護基準を引き下げ前（2012年）に戻すこと。
- 2、物価高騰から生活を守るために、すべての国民に給付金を支給すること。物価高騰に見合う生活保護基準の引き上げを直ちに行うこと。

【陳情の理由】

41年ぶりの物価高騰が長く続き、すべての国民生活を直撃しています。大手電力会社7社の家庭向け電気料金が6月1日から値上げされます。標準的な家庭で14～42%引き上げられ、値上げ申請前の昨年11月と比べ、2000円～5300円上がることとなります。さらに食料品などの値上げラッシュも続き、生活を大きく圧迫しています。

また、厚生労働省は、2022年12月24日に、5年に1度の生活扶助基準の改定で、2023～24年は据え置きとし、2025年度以降については、改めて検討するとしています。2013年～2015年、2018年～2020年に、相次いで生活保護基準が引き下げられています。生活保護引き下げの取り消しを求めた裁判では、9つの地裁で基準の引き下げは違法だという原告の訴えを認めた勝訴判決を出しています（2023年5月18日現在）。国は判決に従い保護費を元に戻すべきです。

生活保護基準はさまざまな制度の土台となっているため、その引き下げは生活保護を利用していない多くの国民にも多大な影響を及ぼします。

そこで上記の陳情項目について、地方自治法第99条による意見書を国に提出していただくよう願います。